

平成 31 年度

第 1 回伊丹市都市計画審議会会議録

開催日時	令和元年 8 月 29 日（木）午後 3 時～
開催場所	伊丹市防災センター（伊丹市役所東館）3 階 301 会議室
議 事 及び 議決事項	伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について【諮問】
	議決事項 : 継続審議
	専門部会の設置について
	議決事項 : 都市計画マスタープラン検討部会として設置

会議出席者

審議会委員	副市長	行澤 睦雄
会 長 加賀 有津子		
委 員 中西 良博	事務局	
〃 土井 秀勝	都市活力部長	大西 俊己
〃 高橋 有子	都市整備室長	木村 哲也
〃 里見 孝枝	都市計画課長	小山 雅之
〃 齊藤 真治	都市計画課主査	元松 亮
〃 池信 秀明	都市計画課主査	舛井 茂樹
〃 長山 安治		
〃 吉田 良	審議会事務局	
会議欠席者	幹事 都市計画課長	小山 雅之
委 員 岡田 昌彰	都市計画課主査	元松 亮
〃 小西 新太郎	都市計画課主査	舛井 茂樹
〃 酒井 裕規		
〃 島田 洋子		
〃 富田 陽子		

事務局	<p>それでは、只今より平成 31 年度第 1 回伊丹市都市計画審議会を始めます。 委員の皆様におかれましては、ご多忙の中にも係わりませず、当審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会を担当いたします、当審議会幹事、都市計画課長の小山でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、審議会成立についてご報告いたします。</p>
-----	---

<p>副市長</p>	<p>本日は、急遽ご欠席のご連絡をいただきました委員も多くいらっしゃり、5名がご欠席ではございますが、委員14名のうち、9名がご出席でございます。伊丹市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、審議会開催にあたりまして、副市長の行澤よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆さんこんにちは。只今、紹介にありました副市長の行澤でございます。</p> <p>平成31年度、第1回伊丹市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、伊丹市都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より、本市の都市計画行政をはじめ、市政各般にわたりまして、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本日もご審議いただきます案件は、伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について、並びに、それに伴います専門部会の設置について、でございます。平成4年の都市計画法の改正によりまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの制度が創設されまして、本市では平成9年に伊丹市都市計画マスタープランを策定しまして、震災復興を重点とした各種事業の実施や、個別の都市計画を定めるなど、安心して快適なまちづくりを取り組んでまいりました。その後、上位計画でもあります第4次の伊丹市総合計画の基本構想を平成11年9月に決定したこと、また、伊丹市都市計画マスタープランにおきまして位置づけておりました震災復興事業をはじめ、主要な施策の進捗も見られましたことから、予想される社会経済情勢や市民生活のニーズなどを勘案いたしまして、これからの都市づくり、地域づくりの方針として適切な内容となるように平成16年と、さらには平成23年に改定を行って参りました。現在、地方分権の進展や、少子高齢化及び循環型社会への対応、自治体を取り巻く諸情勢の変化へ対応するため、令和3年度からの8年間の本市の新しいまちづくり方針となります第6次の総合計画策定に向けて取り組んでおります。また、同様に、伊丹市都市計画マスタープランの上位計画であります、兵庫県が定めます、阪神間都市計画区域マスタープランが、来年度末の改定に向けまして作業が現在進められております。これらの状況を受けまして、人口減少、高齢化の進行や、環境意識、防災意識の高まりなど、都市を取り巻く社会経済情勢等をふまえて、適切に対処していくための都市計画の基本的な方針とするため、現在の都市計画マスタープランの改定を進めてまいりたいと考えております。</p>
------------	---

	<p>なお、詳細につきましては、事務局よりご説明させていただきますので、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきますと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、去る4月21日に実施されました市議会議員選挙に伴い、当審議会の委員の変更がございましたので、新たに市議会議員から選出いただきました皆様をご紹介させていただきます。お手元にお配りしております名簿をご覧くださいと存じます。</p> <p style="text-align: center;">(各委員の紹介)</p>
事務局	<p>皆様、どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして市の出席者及び事務局職員をご紹介申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(市の出席者及び事務局職員の紹介)</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
副市長	<p>それでは、諮問をさせていただきます。本日市長が公務により不在のため、副市長より諮問書をお渡しさせていただきます。</p> <p>伊丹市都市計画審議会会長、加賀有津子様。伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について（諮問）。伊丹市の都市計画に関する基本的な方針、都市計画マスタープランの改定にあたり貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ここで、副市長は公務のため退席させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(副市長 退室)</p>
事務局	<p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。</p> <p>加賀会長、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、会議に入ります。</p>

	<p>まず、伊丹市都市計画審議会の運営に関する規程第 6 条第 3 項に基づき会議録へご署名いただく方ですが、今回は中西良博委員と土井秀勝委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局で会議録を作成いたしますので、ご確認の上、ご署名をよろしくお願いします。</p> <p>次に、本日の会議の公開についてですが、伊丹市都市計画審議会の運営に関する規程第 4 条第 1 項により、審議会の運営に関する会議を除き、原則公開することとなっております。本日の会議は公開したいと思いますですがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
<p>会 長</p>	<p>会議は公開いたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入ります。本日の議題は、「伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について【諮問】」と「専門部会の設置について」の 2 件です。</p> <p>それでは、「伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について【諮問】」から事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>スクリーンと資料 1 をご覧ください。</p> <p>改定の背景と趣旨としまして、「成熟社会に応じたゆとりある都市空間の誘導」「少子高齢社会を踏まえた安全・安心の向上」「歴史を継承した個性と魅力の創造」「総合的な取り組みに基づく環境適合型社会の実現」「パートナーシップによるまちづくりの推進」の 5 つの都市づくりの基本理念を設定し、魅力ある成熟都市として、人と自然にやさしい都市環境を整える取り組みを推進してきておりました。</p> <p>この間にもさらなる都市の成熟化や、地方創世の取り組み、コンパクトプラスネットワークの都市構造への志向、災害への対応強化、官民連携の推進、SDGs など都市づくりを取り巻く状況は、めまぐるしく変化を迎えています。</p> <p>また、ご存じかと思いますが、上位計画である伊丹市総合計画や県の阪神間都市計画区域マスタープランの改定作業が進められております。これらを踏まえ、現行都市計画マスタープランがまもなく計画期間が終了するため、2 ヶ年をかけ改定を行うものです。</p> <p>続きまして、改定の体制です。</p> <p>市からの諮問に応じ、都市計画審議会において、案の審議を行います。審議会は専門部会を設置し、有識者等を中心に専門的な見地から審議を行</p>

います。

また、都市計画基本方針策定委員会を、庁内検討体制として、すでに設置しており、案の審議及び庁内の調整を行います。都市計画審議会及び検討部会を行う前に策定委員会を開催し、庁内の意見を踏まえたものを都市計画審議会及び検討部会に諮ることとします。

今後の改定のスケジュール案です。資料は裏面となります。

今年度は、都市計画審議会を 2 回、専門部会を 2 回、来年度は都市計画審議会を 2 回、専門部会を 1 回行う予定です。

続きまして、前方のスクリーンと併せまして資料 2 をご覧ください。

資料 2 の構成は、1-1「改定の背景」から 5「改定都市計画マスタープランの構成案」となっております。

まず、改定の背景となります。資料は左上 1-1 をご覧ください。先ほども申しましたが、現行の伊丹市都市計画マスタープラン、第 5 次伊丹市総合計画および県で策定しています阪神間都市計画区域マスタープランの目標年次である令和 2 年度を迎えます。

続きまして、資料では、左下 1-2 に都市づくりを取り巻く時代潮流についてまとめております。

一つ目ですが、全国的に本格的な人口減少社会を迎え、課題として、急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化の進展などが挙げられております。二つ目としまして、インフラ・公共施設等の老朽化への対応ですが、本市では、「伊丹市公共施設等総合管理計画」「伊丹市公共施設再配置基本計画」を策定しております。三つ目になります。災害に対応した都市づくりでは、「国土強靱化基本計画」の閣議決定により国土強靱化を推進することとなりました。

次に、気候変動・持続可能な社会への対応として、パリ協定などの国際社会の動きに呼応し、「気候変動適応法」が公布され、また、SDGs 持続可能な開発目標が設定されました。

続きまして、都市における科学技術の進展への対応 society5.0 ですが、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、「第 5 期科学技術基本計画」において目指すべき未来社会の姿として初めて提唱され、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を目指そうとするものです。

最後ですが、新たな都市づくりに向けた制度等の確立では、立地適正化計画制度や「都市のスポンジ化」への対応と対策制度の創設、「官民連携まちづくり」の推進などの制度が確立されてきております。

次に伊丹市のこれまでの取り組みです。資料は中央 2-1 に移ります。

住商工のバランスの取れた都市形成を行い、人口 20 万人を目標に安定的

な都市経営を目指しておりました。また、中心市街地活性化基本計画をもとに、ハード・ソフト両面に集中投資、まちなか活性化モデルとして全国的な知名度もアップしており、市民満足度も向上しております。

本市はコンパクトで親密な都市空間を形成しており、公共交通も市域をフォローし中心市街地の商業機能への利便も高く、住みよいまちを形成しております。

続きまして、資料は右側の 2-2 となります。

都市計画に関する取組みの総括ですが、コンパクトな利便性の高い都市づくりが進展しており、徒歩圏での生活サービスや公共交通機関の充足が高いなど、利便性の高い都市づくりを展開しています。また、中心市街地への住宅供給による人口増などにより、19万7千人の目標人口を達成しています。

次に都市構造のあり方ですが、成熟都市としての都市構造を概ね形成してきていますが、今後の人口減少や多様な暮らしの受け皿となる都市構造のあり方について検討する必要としておりました。

また、ゾーンごとの都市の魅力として、中心市街地では、文化を活かした取組みや景観づくり、農住共存ゾーンでの生産緑地の保全など、特徴を生かした都市づくりができており、都市の魅力につながっていると思われま

次に 3. 伊丹市の都市づくりの課題に移ります。

伊丹市の都市づくりの課題としましては、一つ目、今後の迎える人口減少と市域における人口偏在への対応があげられます。現在、約 20 万人で推移していますが、令和 7 年をピークに減少に転じる見通しであり、また、人口分布には地域差が存在し、郊外部の住宅地の人口減少や人口構造変化にどう対応するか。中心市街地に人口や都市機能が集中しているため、今後の都市づくりの方向性を考える課題となります。

二つ目として、公共施設・公共インフラの老朽化と更新ですが、人口減少、偏在化を受けて公共施設・公共インフラを今後どう効率的に維持・更新していくかという課題に直面していきます。

公共施設マネジメント方針にあります「市保有施設の総延床面積を 2030 年度までに 10%以上削減」を踏まえた、まちづくりの方向性を示していく必要があります。

三つ目に官民連携・地域自治に向けた受け皿づくりですが、中心市街地では、元気な市民やまちづくり会社などプレーヤーが活動しており、17 小学校区単位の地域自治組織も条例で整備しています。コミュニティのあり方を踏まえた 3 つのブロック、5 つのゾーンでの地域別構想のあり方、エリアにおける持続的な枠組みづくりが必要と考えられます。

最後に、周辺市と差別化する都市の魅力の充実・強化が必要となります。中心市街地での「まちなかの暮らし」の認知は高まっていますので、郊外部を含めた「伊丹の暮らし」を明確にした都市の魅力の充実・強化を図っていく必要があります。

資料の 2 ページは、各データを記載していますので、割愛させていただきます。3 ページをご覧ください。

都市計画マスタープランの改定の視点について説明をいたします。

一つ目として、将来に備え、都市機能の配置や都市施設等の賢い使い方を考えるストックマネジメントの視点です。これは、持続性のある都市経営をどう展開していくか、都市を支える施設・基盤等をどう最適化していくか、を様々なデータ分析を通じて検討する視点です。人口は減少基調にあり、都市施設・インフラの維持・更新・集約化について、どのような見通しを持って配置等をマネジメントしていくかの視点を導入していきます。また、郊外部は人口の偏在・高齢化などが局地的に進行することを踏まえ、持続性ある居住地のあり方、それを実現する都市機能配置などのあり方について検討します。

二つ目として、他都市と差別化したコンセプトを持ち、選択と集中を進める戦略的な都市づくりの視点です。中心市街地のイメージは明快になり、広がりつつありますが、「住宅地」としての魅力づくりは周辺都市と比べ突出していません。他都市との差別化が一層求められる時代を迎え、「成熟都市」を一步進める、市民にも浸透するコンセプトが求められていきます。まちに投資する資源も有限かつ縮小の中、今後の都市づくりとして強化すべきところ、補完すべきところを設定し、仮説・実行を柔軟に繰り返しながら都市を創る戦略の視点を導入していきます。

三つ目として、真の主役である市民・事業者らが都市を使いこなす官民協働を支える仕組みづくりの視点です。プレーヤーである市民・事業者らが官民連携で取り組むことを明示し、その実現のために制度や規制緩和などの仕組みを構築し、持続的な都市づくりを進めるための官民協働を支える仕組みづくりの視点を導入していきます。

最後に、改定都市計画マスタープランの構成案の説明をさせていただきます。

資料は右側の構想案をごらんください。構想案の左側に現行計画、右側に改定計画案としております。第一部の全体構想については、それぞれ現行のものを現在の情勢にあわせて、発展もしくは更新します。

第二部の地域別構想につきましては、地域別整備方針をわがまちづくりを進める上での方針を位置付けるとして再編とし、それ以外は第一部と同様に発展としていきます。併せて、第三部の都市づくりの推進方策も発展

としていきます。

続いて、資料 3 に移ります。

現計画の総括について、部門別整備方針ごとに、まとめております。お手元の現行計画のマスタープランの冊子でいきますと、60 ページから 100 ページ及び 138、139 ページの部分となります。

それでは、上から順番に説明いたします。3-2. 交通施設の整備方針、現行計画でいきますと、60 ページから 66 ページになります。

都市計画道路、生活道路、自転車レーン、交通安全施設の整備やインフラの長寿命化については、計画的に取り組みを進めました。バス等の交通ネットワークの充実を図り、市民の満足度が向上しました。

空港については、安全と環境の対策を着実に実施しました。駐車場、駐輪場については、既設施設の有効活用が図られ、自転車については放置自転車の台数が大幅に減少しました。

次に 3-3. 公園緑地等の整備方針、現行計画でいきますと、67 ページから 70 ページになります。

計画的に遊具等の再整備を実施しました。宅地開発等による新たな都市公園の設置等、公園の再配置を進めた。

次に 3-4. 生活／情報インフラの整備方針になります。現行計画でいきますと、71 ページから 73 ページになります。

汚水については、管渠の適正な維持管理を行うとともに、老朽管渠の改築更新・耐震化等を進めました。雨水については、雨水管渠の適切な維持更新を行うとともに、ポンプ場の改築更新を行った。また、雨水貯留施設、浸透柵の設置等、雨水の流出抑制に努めました。

次に 3-5. 都市環境に関する方針になります。現行計画でいきますと、74 ページから 79 ページになります。

緑化については、長期にわたり活動を継続している団体を中心に取り組みが進められました。

次に 3-6. 都市景観形成の方針になります。現行計画でいきますと、80 ページから 86 ページになります。

中心市街地トータルデザイン指針、景観計画、屋外広告物条例等により良好な景観の誘導を図りました。

次に 3-7. 市街地整備等の方針、現行計画でいきますと、87 ページから 94 ページになります。

中心市街地については、中心市街地活性化基本計画に基づき魅力ある中心市街地形成の取り組みを進めました。農地が多い地区については、生産緑地地区の指定等により積極的な農地の保全を図りました。市営住宅の適切な維持管理を行いました。地区計画などを活用して地域特性に応じたま

	<p>ちづくりを進めました。</p> <p>次に 3-8. 都市防災の方針になります。現行計画でいきますと、95 ページから 100 ページになります。</p> <p>交通安全については、交通規制の実施や交通安全施設の整備など取り組みを進めました。</p> <p>次に 7-2. パートナースhipによるまちづくりになります。現行計画でいきますと、138、139 ページになります。</p> <p>「伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例」に基づき小学校区単位での地域自治の取り組みが進められています。</p> <p>なお、表の中にかっこで追記と記載しているものについて、現在、担当部局にヒアリングをし、状況確認中の事項となりますので、後日の報告となります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>このことにつきまして、ご質問がありましたらどうぞお願いします。</p> <p>伊丹市の現行の都市計画マスタープランの内容も含めて、都市計画に関する取組の総括、及び課題等についてデータを踏まえて説明いただいたと思います。また、今回改定する都市計画マスタープランをどのような視点で考えていくのかについて、3 点にまとめて説明していただいたと思います。</p> <p>このように、多岐にわたって今日は説明いただきましたので、どういところでも構いませんので、何かご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>先日いただきました資料では、資料 3 の現計画の総括についての、3-3、公園緑地等の整備方針では、「△」で「宅地開発等による新たな都市公園の設置等、公園の再配置・整備を進めたが、計画的な公園再整備は進んでいない。」とありましたが、本日いただきました資料では、「宅地開発等による新たな都市計画の設置など、公園の再配置を進めた。」となっています。これは、どのような根拠からこの様になったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>冒頭に説明が不足しておりまして大変申し訳ございませんでした。事前にお配りした資料でございますけれども、お配りしたあとで、我々の方でも中身をチェックさせていただきながら、修正を最終的にさせていただいたものが、今日机置きさせていただいたもので、先日お送りしたものと若干中身が変わっておりますことをお詫び申し上げます。申し訳ございません</p>

	<p>でした。</p> <p>資料 3 でお示しさせて頂いております、現計画の総括・主な進捗状況のまとめということなんですけども、これにつきましては、今の都市計画マスタープランの進捗につきましては、先ほどちょっと触れたんですけども、現在各課とのヒアリングなんかを重ねながら、状況の把握を深めていっているところがございます、こちらの方で挙げさせて頂いているのが、第 6 次総合計画の策定作業を進めておるところなんですけども、その作業の中で第 5 次総合計画の位置づけられていた事業がどうだったかというような振り返りの方を今年度実施しているところで、その辺りのデータから、現都市計画マスタープランの項目に合うところからピックアップさせていただきながら、項目起こしをさせていただいています。先程ご指摘いただいた「△」で付けていたところなんですけども、その中身については、都市計画マスタープランの中では触れられていなかったことなのかなというところもありまして、都市計画マスタープランの総括で、その項目を書くのがふさわしくないだろうということで、最終的には削って表現させていただいたところがございます。</p>
会 長	他にはいかがでしょうか。
委 員	<p>先程ご説明していただいた、マスタープランの中で、3 ブロック 5 ゾーンという考え方が示されているんですけど、行政とか都市計画とかそういうようなことに携わる方にとっては、私もそういう経験があるんですけど、非常にわかりやすい内容、説明になっていると思うんですが、ちょっと心配なのは、これをすることによって、市民の、住民のメリットっていうのが何なのかということと、それから、そういう考え方が住民の方の意識というか、自分はこんなところに位置しているという風には、たぶん普通の人は思っていないんじゃないかと思うんですけど、そういう会議とかですね、これを実現するための強制力というか、それをやろうと思ったら法整備というか、そういうのがあるんじゃないかと思います。私も素人なので、この書類を見ただけで質問しているので、行き過ぎの言い方があれば申し訳ないですけども、そういう強制力というか、そういうのが、どういう風に関連付けられて施策をやろうとしているのかよく見えないところがあるので、簡単に補足でもいいんですけど説明していただければと思って、今回の新しい案でもそれを踏襲されるということなので、その辺りのもうちょっと詳しい説明をしていただけると有難いです。</p>
事務局	ゾーンとブロックの考え方なんですけども、今の都市計画マスタープラン

	<p>ンでいきますと 102 ページに図面の方を載せさせていただいております。現在の都市計画マスタープランの、3つの地域5つのゾーンの考え方なんですけども、地域につきましては、国道171号線より北側、それよりも南側、猪名川よりも東側という3つの分け方をしています。この分け方につきましては、平成9年に都市計画マスタープランを作った当時の住宅地の性格といますか、どちらかという国道171号線より北側については、当時はまだ区画整理事業なんかで新たに住宅地を供給していた地域というような土地利用の使われ方、南側については既に市街化が進んでいたところ、猪名川よりも東側については、工場、倉庫であるとか農地が多いような地域であるということで、3つの地域に分けてそれぞれのまちづくりの方針ということで、作らせていただいております。</p> <p>それぞれのゾーンの考え方なんですけども、中心市街地、市役所周辺の官公庁街、それと猪名川沿いの工場が多く立地している地域を3つのゾーンということで当初指定していたんですけども、それぞれ、工場系の場所については、いきいき生産ゾーンということで、工場はそこで操業していただけるような環境づくりをしましょうという考え方を打ち出しております。都市計画マスタープランですので、法律的な制限であるとか、そのようなことが直接かかるわけではないんですけども、この方針のもと、個別の都市計画、例えば用途地域でありますとか、都市計画の施設であれば道路や公園とかになっていくんですけども、そういったものの基になりますので、我々はこの方針のもと猪名川沿いについては工業系用途地域を指定しております。近年、工場のあとに住宅地が建つことが、よく見受けられるんですが、現況が住宅地になっているところではあるけれども、都市計画マスタープランの中では、ここでは工業系を推進するんだと、操業していただくんだというような地域として位置づけておりますので、用途地域は変更せずに、そのまま工業系の用途地域を指定しています。担保性といいますか、この方針に基づいて個別に都市計画を指定していきますので、そういったものでまちづくりのための担保性を持たせていこう、というふうなものでございます。</p> <p>委員 新しい公共施設を作るような場合には、この考え方に基づいて新しい施設を作られるというように、施策としては実際やっておられるということですか。考え方に基づいて。</p> <p>事務局 おっしゃっていただいている通りでございまして、この中には公園の方針でありますとか、道路の整備方針でありますとか部門別で書かせていただいております。例えば、都市計画道路であれば61ページ、公園であれば</p>
--	--

	<p>67 ページ以降のところに書かせていただいておりますので、ここでどの道路を整備していくんだ、公園の整備についてはどういう考え方をしているんだというふうなことを書かせていただいております。これに基づいてそれぞれの公園部局や道路部局が事業をしているということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料3ですけれども、現計画の総括についてというのがありますが、3-7の一番下、「地区計画などを活用して地域特性に応じたまちづくりを進めた。」とございます、これは、場所はどこで、どういうふうな地区計画を進められたのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>地区計画でございますけれども、伊丹市は平成のはじめの方から土地区画整理事業を、北の方、荒牧や鴻池などで随時実施しております、そういう区画整理をしたあとに、新たに住宅が作られる前に、まちづくりの計画ということで地区計画を導入する事例が多くございました。現在、伊丹市では地区計画が11地区指定をしております。その中で、一度指定したものに付きましては、当然その地域の建築ルールになってございますので、新たに建て替えをされる際については、現在の地区計画で決めさせていただいております、外壁後退でありますとか高さの制限なんかを守って頂くような形になりますので、地区計画を作ったところについては、その目標に沿ったまちづくりが進んでいっていると考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>地区計画は役所が定めて、自治会は書面を預かったりしていますけど、決まった方向にどんどん進んでいく計画になっています。地区計画が十分に周知されていないと、一般の人は用途地域だけ見て買われますから、不動産屋さんを通せば地区計画を説明するのは当たり前ですが、わからないと思います。なぜ、隣は地区計画に入っていないのにうちのところは入ってんねんとか、色々難しい問題はありますので、ちゃんとした情報の周知の徹底なんかも必要なかなというふうに思います。鋭意努力していただきたい、そういうふうに思います。</p> <p>7-2「パートナーシップによるまちづくり」というのが資料3であります、私は伊丹小学校地区の自治会の会長をしておりますので、新しく地域のビジョンづくりとか、予算をとっていただいているんですけども、今言った、各自治会が中心になって自治協定を支えようとしているけど、自治会というのは皆さん御存知の通り、高齢化と固定化しているんですよ、自治会の支柱によって、地区協議会を支えようとしているんですね、それ</p>

	<p>では支えきれないというのが現状になってきてまして、何でもかんでも自治会に色々仕事を言われます、例えば民生委員お願いします、例えば保護司お願いします、地域の清掃や回覧板配布、いろんなことを地域にふってもらっていて、大変なんですね。そういうことから、自治会の役員が増えないということになっていて、地域の自治組織の設立等に関する条例で、小学校地区単位でやるといっても、具体的にどこのことを考えていますか。</p>
会 長	<p>今のご質問は、小学校単位での組織が今どの様になっているか。今、小学校単位で地域自治組織のほうが出来上がっているということで、事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>今、小学校区単位が 17 小学校区ありまして、うち 11 小学校区で地域自治組織が立ち上がっていると聞いております。残りの 6 つについても、順次やる方向で考えているというふうには、担当部局の方から聞いております。</p>
委 員	<p>今は、狼煙を上げてビジョンを作っただけなんですね、課題は解決しないまま、どんどん進んでいってますから。課題は、高齢化や固定化とかありますけど、新しい人が入ってこない。なり手がいない中で調整役が、市民が自発的に自立してできればいいんですけど、なかなか生活環境が違う、働く環境が違う、その中で、市民同士なかなか連携が取れないというのが現状で、それを崩壊してしまうまでずっと待っているのか、ということになってしまうと思うんですね。ここで諮問します、ということなんてごくごく限られた人しか意見を言ったり、聞くことができないんですよ。もっと NPO を入れていくとか、例えばスポーツ 21 を入れていくとか、様々な形で入れていращやるところもありますけど、具体的に言うと、なかなか入ってこれないというのが現状かなと思います。そこら辺も積極的にこちらの課からも、もちろん、まちづくり課もありますので、課題だということをしっかりお伝えいただきたいという意見でございます。</p>
会 長	<p>まちづくりについては、マスタープランの構成でそういう方面のまちづくりを今回も加えていくということですし、そこで現状の課題というの、地域自治を含めて、まちづくりの課題というところできっちり整理していく必要はあるのかなと思います。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>資料 2 で拝見させていただく「時代の潮流」の中でこちらも 4 番に持続</p>

	<p>可能な開発目標 SDGs を記載していただいておりますが、まさにマスタープランが改定をされるとなると、2030年もしくは少子高齢化、伊丹においても様々な外国人の方がこれから入ってきますでしょうし、その中で世界的に求めている17のゴールでいくのか、日本が掲げているものでいくのか、また伊丹としてこのSDGsを伊丹版として考えていくのか、どのようなことを考えながら目標を定めて、このマスタープランに活かしていけるのか、というのをお聞きさせていただければ、と思います。</p>
会 長	<p>今の市のほうで、持っている少子高齢化やSDGsへの対応の考え方ですね、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>SDGs そのもの、貧困であるとか、伊丹市でどのように対応していくのかということもあるかもしれませんが、記載しているのは「時代の潮流」ということで、そういう視点も鑑みながら都市計画マスタープランというのは作っていかないといけませんよね、ということで書かせては頂いておりまして、都市計画マスタープランの中で何らかのSDGsの目標であるとか、そういったものを位置づけていこうというのは、今のところは考えてはいませんが、審議会の中から色々ご意見いただきながら検討の方を進めて参りたいと思います。</p>
会 長	<p>この後の議事にもありますけど、専門部会で実際の内容をこれから議論していくという中でそのようなSDGsの扱いをどうしていくかなどについて考えていければと思います。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>このマスタープランも、今回、第4次になっているので、過去どういう議論がなされたのかはわからないのですが、私がざっと見るところ、生活とか人とかを中心的に計画なされているんですけど、先程5つのゾーンのうちの生産ゾーンとありますが、やはり伊丹市を活性化していくためには企業をどのように呼び込んでいくのかと言うのが、非常に将来的に重要だと思います。8年間の計画になるということなんですけど、最近大手市内企業が撤退するとかですね、あと数年したら工場がなくなるらしいというニュースが流れたりしてるんですけど、新しい産業とか企業とか言うふうなものがある程度頼っているところもあると思うので、そこが活性化しないと問題だと私は思っています。市としてどういうふうな企業を伊丹市の中に誘致して、生産ゾーンのところに誘致するという考え方になると思う</p>

	<p>んですけれど、特に最近、昔ながらの重厚長大な産業から、IT・デジタル化の流れに沿った企業がどんどん出てきていると思うので、そういう企業に来ていただいたら、まちの活性化にもなるし、働く場が提供できたら、そこで働く人たちがまちに住んでくれる、そういう好循環になると思うんですよね。ですからそういう視点がこの新しいマスタープランの中に是非入れてもらいたいというのが私の希望としてあります。</p>
会 長	<p>新産業という視点も必要ということですね。今、そのような産業への考え方は、どういうふうな形で伊丹市のほうは取り組んでいるかということも含めて、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>都市計画ですべて対応できているわけではないんですけれども、産業については企業立地支援制度というのを伊丹市は早い段階から設けておりまして、伊丹市内に本社機能でありますとか、今ある工場を拡大していくということをしていただければ、支援をさせていただくということで、そういう制度は持っております。実績もなかなかあると、産業部局の方から聞いております。ただ、我々としては、いきいき生産ゾーンの中に新たな企業が来ていただく、工場を拡大していただくことを求めているんですけれども、なかなかマッチングが難しいと言うようなことも聞いておりますので、その辺りも今回議論します庁内の検討委員会の中にも商工部局も入っておりますので、議論の方を進めていきたいと思っております。</p>
委 員	<p>是非マスタープランの中にも組み入れていただきたいと思っております。文言かなんかでも良いんですけれど、それが全く無いので、心配だということ。</p>
事務局	<p>伊丹市は住みたいまち、住んでみて良かったまちというような形で総合計画なりコンセプトもやっておりますけれど、我々の立場からしますと、働きたいまちとか、ここで働いて会社に勤めたいということが非常に大事じゃないかと、これから加えるべきではないかと、市民アンケートの中でも住んでみてよかったとか、これからも住みたい、それが86、87%という評価を頂いている、人口も微増ですから、そんな形で転入していただいているんですけれども、おっしゃったとおり、伊丹で働ける環境をもっと整えないといけない、働きたいということに対して対応しないといけない、ということを進めております。基本的に伊丹市は製造業が非常に多くて、過去から猪名川流域は水が取れるということなので、ここのゾーンが猪名川沿いになっているのは、そんなところから製造業がたくさん来ているんですけれど、こちらの方の企業立地、担当部署は違うんですけれど企業立地支援</p>

	<p>条例ということで、来ていただいたら何某かの財政事業の支援をするから来ていただけませんか、ということで、大きな企業じゃないですけども、中小企業に関しては順次入ってきていただいて増えている状況です。ただ、おっしゃるとおり、非常に住むということに対して評価が高いので、例えば大手市内企業が撤退し、数万平米の土地が空いたりしたときに、空く理由というのは周りに住宅が貼り付いて工場として成り立たなくなった、迷惑がかかるから、クレームが出てくるから出ていきますという形での状況も多いです。そのまま工場に行くのかといえば、住居として売却するほうが非常に価格も高く売却することができるので、その後は、住宅が貼り付いて人口は増えるのですけれども大きな企業がやって来れない、という実態がございます。そんなところで、提案いただいている中で、ITの企業とか、そんな形ができるのかとか、違った種類の企業の誘致というのも今後考えていかなければならないなということで取り組もうとしております。このマスタープランも同じように、総合計画と同じタイミングでスタートしておりますので、そちらの方とこちらの方で今後企業の誘致とか働く場所の誘致ということに関して積極的に取り組んでいきたいと考えております。是非ともご意見いただいて、この中に落とし込んでいきたいと考えております。どうぞ宜しくおねがいします。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>私ども農業委員会はずね、現在、都市農業について、かなり推進をしております、現行計画の中の部門別整備方針、ここには都市農地の役割、いろいろな環境問題、防災関係、そういうものを扱っておられますけど、将来的にはやはり都市農地というものを守るような施策をどんどん計画していただきたいと思います。今のところ、どの用途地域にも都市農地が貼り付いています、その中で現行の農家の方は非常に、具合が悪いといえますか、不適合な部分もあるんです。不適合な部分はどういうことに反映するかといいますと、相続が発生したときに、その土地を処分しなければならない、それが非常に価格が安くなると、そういう現状があります。将来的に用途地域の見直しはあるか無いか知りませんが、その時には、その付近に隣接する農地についての影響というのも、伊丹市さんに考えていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
会 長	<p>事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>生産緑地につきましては、都市計画マスタープラン、これの一つ前の都</p>

	<p>市計画マスタープランの時から農地は保全していくという方針をマスタープランで打ち出しまして、伊丹市では他市に先駆けて追加指定を認める、というようなことをして来ました。現在のマスタープランの中でも都市農地を保全していくという方針がありましたので、生産緑地を 500 ㎡から面積要件を緩和する条例を制定して 300 ㎡まで引き下げたようなこともありますので、この方針の中では農地は守っていくというのが都市計画部局での基本的な考え方でございます。ただ、高度に土地利用を図るべく、容積率を 300%とか 400%に指定している商業地域なんかについては、原則生産緑地は指定しないという方針も持っておりますので、基本的には住宅地、工業系用途地域に生産緑地は指定していきたいと考えております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>資料 2 の「伊丹市の都市づくりの課題」の(1)で伊丹市の人口が減少していく、令和 7 年から減少していると書いてあるんですけども、これの根拠というか、どういうふうにしてこの様な見通しを立てておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>平成 27 年に、「伊丹創生人口ビジョン」というものを作っております、その中で将来人口は推計してございます。その時の人口推計でいきますと令和 7 年で 20 万 300 人くらいをピークになるだろうと予測しております。推計につきましてはまだこれを使っておりますが、総合計画の見直しの中で、新たな人口推計が出れば、それを採用させていただきたいと考えております。今のところまだそれが出ておりませんので、現在のところは、今ある平成 27 年の人口推計をもとに計画を作っていくというふうに考えております。</p>
委 員	<p>減少する原因を説明するものはありますか。</p>
事務局	<p>全国的に見られるように、やはり自然減、社会減、両方あったかと思えます。ただ、伊丹市でも新たに住宅開発というのも、今のところは、マンション開発とかもポツポツ出てきてはいますので、一定数あるとは見込んでいますが、今後はだんだん収まっていくのかなというところからの見通しだったと思えます。</p>
事務局	<p>補足をしておきますけれども、平成 27 年の総合戦略の人口ビジョンを作ったときに、社人研推計という四角い枠に青いものがありますが、社会保</p>

	<p>障・人口問題研究所という機関が、日本の人口はこれくらい減っていくという、高齢化・少子化が進んで減っていきますよという人口推計をしたものが下の方の青の線です。この線は伊丹市においてどうなんですかという線なんです、何もしなければ、このまま伊丹市が手当をしなければこのまま減っていきますよという形の下降ライン、社会保障・人口問題研究所の線です。これを総合戦略において、転入を増やす、社会増を増やすという措置をする、少子化の歯止めをかけるために、1.57 ぐらいが伊丹市の出生率ですが、それを増やすことによって、もうちょっと人口の減りを少なくする、そういったグラフになっていまして、それをもとに対応するというのが市の内容です。伊丹市独自が推計をしたわけではなくて、それが現れているということです。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>重複している内容になるかもしれないですが、資料を拝見させていただきまして、これからの取り組みの課題であったり、総括であったりを書いておられまして、総括で言いますと、まちのことだったり、まちづくりとして、進められた中で、課題として3・4で言いますと、中心市街地ばかり認知度が高くなっている、ほかの街区は伊丹の暮らしとして明確に示せるのかということかと思うのですが、それに付随して農業しかり、伊丹の既存の企業しかり年々減っていつているのが現状だと思うんです。これに関して、1・2の新たな都市づくりの制度等の確立ということで、企業であったり働かれている方に対しての制度等はどのようにお考えなのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>今のご質問は、伊丹市に立地している企業の減少、どのような立地の状況にあるのかということと、立地促進に向けた制度ということによろしいですか。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘のとおり、中心市街地については色々な取り組みの中で、全国的にも名前が有名になっているというのも聞き及ぶところですが、それ以外の周辺の住宅地につきましても、例えば他の近隣の市との差別化というのもあると思いますが、より群を抜いて伊丹の住宅地は良いよ、という評価まではいただけていないということで書かせていただいております。一方、毎年行っております市民アンケート、市民調査などを見ますと、住んでみたいということが85%を超える評価をいただいている中で、今後どういうことができるのかなということで、今現在取り組んでいるものよりも良い物があれば、審議会の中からでもご意見をいただきながら、新たに都市計</p>

	<p>画マスタープランの中でも触れていければと考えております。皆様から色々なご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>先ほど、企業の状況についても聞かれましたがよろしいですか。</p>
委 員	<p>審議会からの意見を期待されているのかなということで理解しました。</p>
会 長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>今から申し上げるのは難題だと思っているんですが、伊丹市をマクロに見た場合、先ほどの説明でもあったように、猪名川の東、空港に近いほうが、人口が減少して、活性化がどちらかというと、人口減少が大きな課題があるとお話されていたと思うんですけど、やはり、猪名川をはさんで東側の地区と、もうひとつは、伊丹は空港のまちと言われているんですけど、空港を伊丹市は上手く使っていない、使えていない。確かに、直行バスでアクセスができるようにはPRしていただいております、存じ上げているんですけど、やはりこれから伊丹市を、空港とこちら側と均等に発展させようとする考えた場合には、空港から西側に対する交通アクセスをしっかりとやっていかないと、その課題は解決できないのではないかとというふうに私自身は思っているんで、それと、伊丹の人たちが大阪の北部にアクセスしようとする、ものすごく遠回りをしないといけないというような、色々な交通機関を乗り継いでいけば行きようはあるんですけども、私としては、伊丹市の将来の発展を考えたときに、大きな投資がかさむんですが、モノレールの西側への延長というのが伊丹市の都市計画としてそういう議論を、ぜひ一度していただいて、何百億とかかる投資はできないのであれば、そういう結論でよろしいんですけど、そういうものをもう一度議論していただきたいなという希望があります。</p>
事務局	<p>過去に、空港へのレールアクセス構想というのがございまして、JRが南のほうから来て、JR伊丹駅を通過したときに右に分岐して曲がって、地下トンネルを通過して、猪名川の地下を抜いてそして神津のこども文化科学館辺りのところで停車駅を作って、それから空港に行くというアクセスの検討をしたことがございます。今も続いているんですけど、1都市において、市レベルでそれをするというようなことに関しては莫大な費用がかかるから、これは中々難しいということで、兵庫県と連携する中で、そんな形はどうですかと話し合いをしてまいりました。それだけのものを出すとなる</p>

	<p>と非常に多額だということで、次に考えたのが、LRT といひまして、路面電車、そういうふうな鉄軌道を走らせていってはどうかということで、それも検討を空港担当と兵庫県を中心になってやっています。そちらのほうは消えていません。中長期的な課題であるということで結論付けて、兵庫県のほうがまだ置いてある状態です。そんな状況になってございまして、まだそのことに関しては消えたわけではございません。そして、そちら側が走らないので、今度は、阪急のほうが、(豊中市側の) 向こうの阪急沿線を分岐してそちらから繋ぐということも表明されて、新聞記事にも載ったことがあるのですが、色々な角度から乗り込んでいこうということで、今検討されているところです。すぐには決まらないのですが、長期にわたって検討して、消えていないということをご存じおきいただきたいと思ひます。モノレールの延伸というのは、その時にはお話はなかつたんですけど、LRT の検討は進めています。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>今、伊丹市の病院を合併して建替えないといけないという問題があります。どういうふうに進めていくかというのは、今後の議論なんですけど、病院というのは伊丹市のまちづくりの中のものすごく大きなファクターではないかなと思ひていて、病院をどのようにして位置づけるのか、マスタープランの中で、そして病院から派生する健康づくりとか、まちの街路の整備だとか、そういうふうなことを発展させていったほうが、伊丹のまちとして、中心市街地だけ人が来るのではなく、中心市街地から新たに回遊できるような、歩いて暮らせる、歩いて行けるまちづくり、というものが最近注目を浴びているのかなと思ひていまして、そのような観点をこのマスタープランの中に入れることは可能なのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>病院の建て替えにつきましては、個別の事業につきましては、都市計画マスタープランのなかでどこまで位置づけるか、都市計画マスタープランの策定の段階である程度見えているものであれば、それもふまえた形で、先ほどおっしゃっていただいたような、病院の周辺をどうしていくのか、そのエリア設定をどうしていくのか、今の都市計画マスタープランでは伊丹病院も含めた形で市民ふれあいゾーン、市役所も含めた市民ふれあいゾーンということで、官庁街の一角ということで入れさせていただいておりますので、それが変わるのか変わらないのかというところにかかっていきますので、病院の建て替えにつきましては、進捗を見ながら考えていきたいと思ひます。</p>

<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。ふれあいゾーンという行政のディストリクトが出来ると、そのなかで、回遊がないとあまり意味がないと思うので、バスの整備もそうですし、例えば、自転車レーンでも途中までしか来ていませんし、役所までは県道で行けているのだろうけど、向こうのほうだとまだ行きにくかったり、道路の整備なんかもまちづくりにものすごく大事なことではないかというふうに思うんですね、景観をどういうふうにしていくかというのは、私は大学の研究なんかでも、例えば北浜なんかに行きますと、遊歩道がしっかり整備されていてオブジェが置いてあって、それだけで行ったときに得した気持ちになります。緑を使うまちづくりは大切ですから、街路樹なんかをきれいにしたりとか、道路にそういう名前をつけたりとか、ということ、市民の皆さんと一緒に進んで行くようなまちづくりをこのマスタープランのなかで位置づけていただけたら有難いなと思います。要望だけしときます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。 他にご意見・ご質問等がないようでしたら、次の議題に入りたいと思います。 それでは、「専門部会の設置について」から事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>専門部会につきましては、先ほど説明の中で少し触れましたが、専門的見地で集中的に審議したいことから、資料の後ろにつけてます伊丹市都市計画審議会の運営に関する規程第7条第1項に基づき専門部会を設置し、審議会とは別に今年度2回、来年度1回の開催と考えております。その報告を都市計画審議会で確認しまして、最終的には都市計画審議会から答申していただくことと考えております。 説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。このことについて、ご質問がありましたらどうぞお願いします。 (質問なしの声)</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見・ご質問等がないようでしたら、お諮りしたいと思います。 「伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について」検討を行うため、伊丹市都市計画審議会の運営に関する規程第7条第1項に基づき専門</p>

	<p>部会を設置し、同条第2項に基づき「伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について」案になるべき事項を審議するよう付議したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>それでは、専門部会を設置し、検討を付議したいと思います。</p> <p>また、設置されました専門部会の名称は、「都市計画マスタープラン検討部会」といたします。</p> <p>次に、伊丹市都市計画審議会の運営に関する規程第7条第3項の規定に基づき、専門部会に所属する委員を指名します。専門的な見地を頂くということで、都市計画マスタープラン検討部会は、岡田委員、酒井委員、島田委員、また、市民としての率直な意見も伺いたいと思いますので、池信委員、長山委員の5名の委員と私の合計6名で行います。今日、ご欠席の先生方はよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>会長からの指名ということで、事務局の方から岡田委員、酒井委員、島田委員にはご説明にあがらせていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>よろしく申し上げます。それでは、このような委員で進めたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、本日予定していました全ての案件は終わりましたので、議事を終了します。</p> <p>最後に、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日ご説明いたしました、都市計画マスタープラン検討部会の開催につきましては、10月頃を予定しておりますので、部会の委員の皆様には後日、日程をご連絡させていただきます。</p> <p>また、都市計画審議会の今年度予定ですが、年末と年度末頃の二回を予定しております。年内の一回というのが、毎年行っております「生産緑地地区の変更について」でございます。年度末に関しましては、都市計画マスタープランについて検討部会でご審議いただきました内容を報告いただこうと考えております。こちらにつきましても後日、日程調整をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
会 長	<p>これもちまして、閉会といたします。</p>

	本日は、どうもありがとうございました。
--	---------------------